

案

み はま **美浜地域の緊急時対応 (全体版)**

令和〇年〇〇月〇〇日
ふくい 福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.2
2. 美浜地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.43
6. UPZ内における対応	P.54
7. 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応	P.101
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.105
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.124
10. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.135
11. 国の実動組織の支援体制	P.150

1. はじめに

・この「^{みはま}美浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、^{みはま}関西電力(株)美浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、美浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
福井県副知事
滋賀県副知事
岐阜県副知事

オブザーバー

京都府
関西広域連合
みはまちょう
美浜町
つるがし
敦賀市
わかさ ちょう
若狭町
おほまし
小浜市
みなみえちぜんちょう
南越前町
えちぜんし
越前市
えちぜんちょう
越前町
ながはまし
長浜市
たかしまし
高島市
いび がわちょう
揖斐川町

関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置。

2. 美浜地域の概要

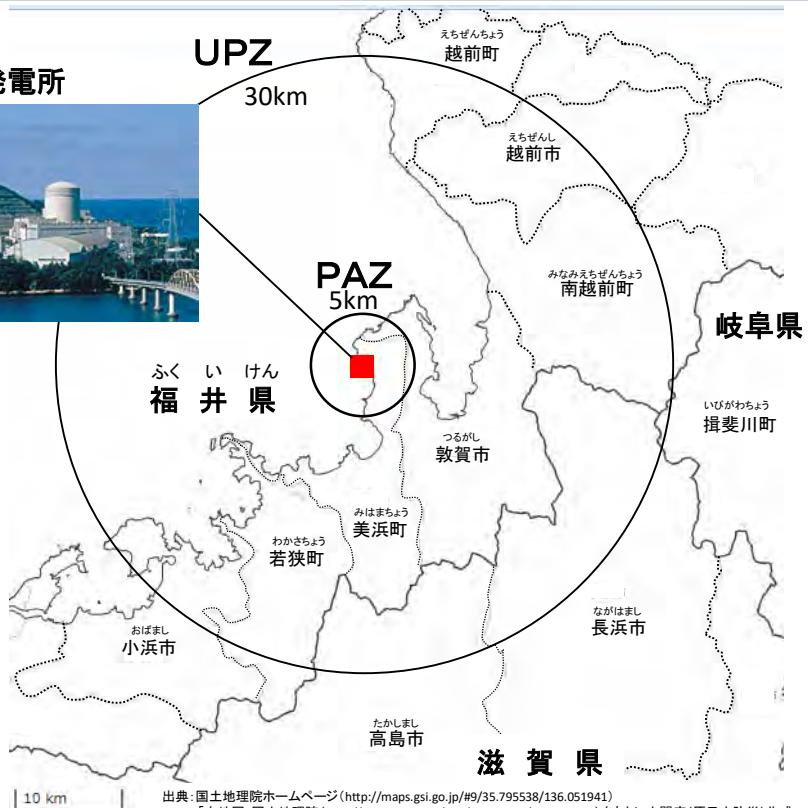
みはま 美浜発電所の概要

- 美浜発電所は、関西電力が福井県三方郡美浜町に設置している原子力発電所である。
- 美浜発電所は、昭和45年11月から1号機による営業運転を開始。昭和47年7月に2号機、昭和51年12月に3号機の運転を開始している。なお、1号機、2号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

関西電力(株)美浜発電所について

(1) 所在地

ふくいけん 美浜町丹生



(2) 概要

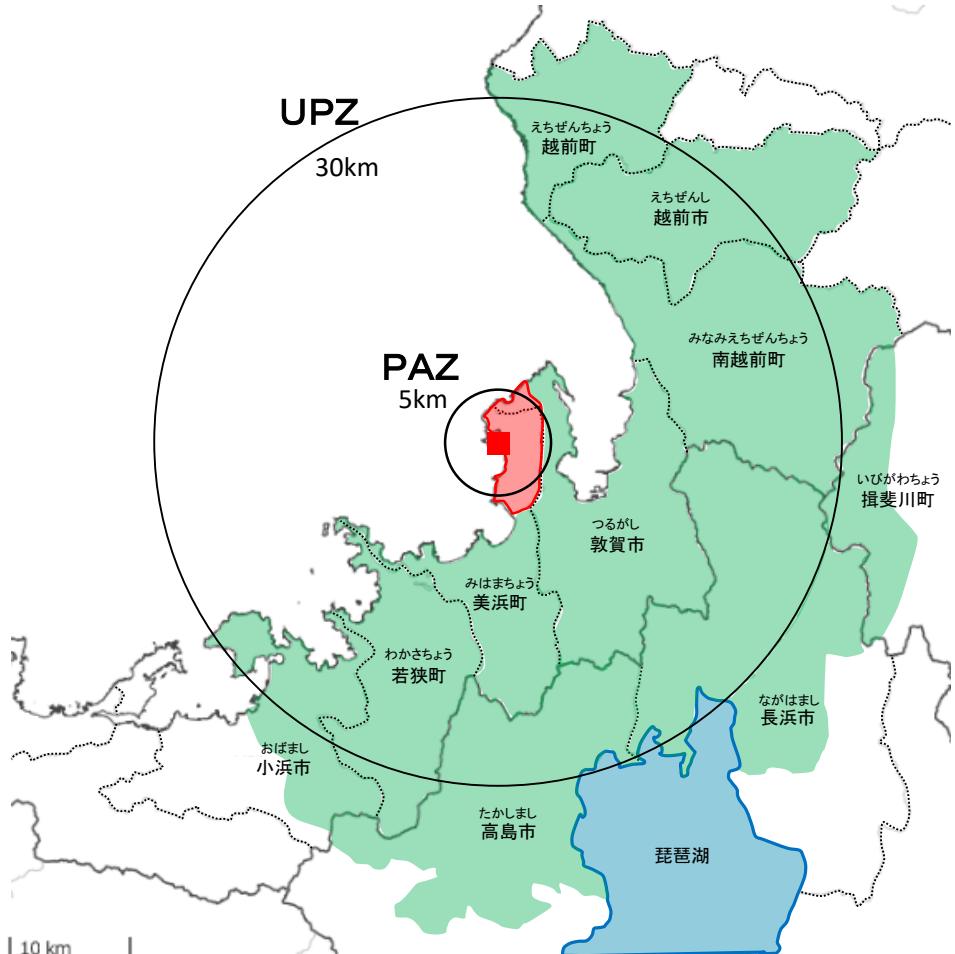
1号機 : 34.0万kW・PWR
 2号機 : 50.0万kW・PWR
 3号機 : 82.6万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（令和2年4月時点）

1号機 : 昭和42年 8月／昭和45年11月／44年（平成27年4月をもって廃止）
 2号機 : 昭和43年12月／昭和47年 7月／42年（平成27年4月をもって廃止）
 3号機 : 昭和47年 7月／昭和51年12月／43年

原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 福井県地域防災計画、滋賀県地域防災計画及び岐阜県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 美浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県美浜町、敦賀市、UPZ内は福井県、滋賀県、岐阜県の5市5町にまたがる。



＜概ね5km圏内＞

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市)

住民数: 848人

＜概ね5~30km圏内＞

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町(福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、

みなみえちぜんちょう
南越前町、越前市、越前町)

しがけん
(滋賀県:長浜市、高島市)

ぎふけん
(岐阜県:揖斐川町)

住民数: 278,044人

人口: 令和2年4月1日時点

- ▶ PAZ内人口は848人、UPZ内人口は278,044人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で278,892人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5~30km圏内)			
ふくいけん 福井県	みはまちょう 美浜町	787 人	330 世帯	8,537 人	3,342 世帯	9,324 人	3,672 世帯
	つるがし 敦賀市	61 人	20 世帯	65,060 人	28,866 世帯	65,121 人	28,886 世帯
	わかさちょう 若狭町			14,559 人	4,996 世帯	14,559 人	4,996 世帯
	おばまし 小浜市			24,877 人	10,380 世帯	24,877 人	10,380 世帯
	みなみえちぜんちょう 南越前町			10,407 人	3,419 世帯	10,407 人	3,419 世帯
	えちぜんし 越前市			82,363 人	30,829 世帯	82,363 人	30,829 世帯
	えちぜんちょう 越前町			21,218 人	7,267 世帯	21,218 人	7,267 世帯
小計		848 人	350 世帯	227,021 人	89,099 世帯	227,869 人	89,449 世帯
しがけん 滋賀県	ながはまし 長浜市			23,750 人	9,090 世帯	23,750 人	9,090 世帯
	たかしまし 高島市			27,224 人	11,774 世帯	27,224 人	11,774 世帯
小計		—	—	50,974 人	20,864 世帯	50,974 人	20,864 世帯
ぎふけん 岐阜県	いびがわちょう 揖斐川町			49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
小計		—	—	49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
合 計		848 人	350 世帯	278,044 人	109,990 世帯	278,892 人	110,340 世帯

昼間流入出人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、美浜町及び敦賀市全体での他市町村からの昼間流入人口は、8,010人／日。
- また、美浜町及び敦賀市による聞き取り調査によると、関西電力、もんじゅ関連企業などの79事業所、4,532人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
美浜町	2, 658	2, 266	392
敦賀市	5, 352	4, 713	639
合 計	8, 010	6, 979	1, 031

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
美浜町 <small>※1</small>	丹生	49	3, 474
	竹波	5	7
	菅浜	8	21
	小計	62	3, 502
敦賀市 <small>※2</small>	白木1丁目	15	656
	白木2丁目	2	374
	小計	17	1, 030
合 計		79	4, 532

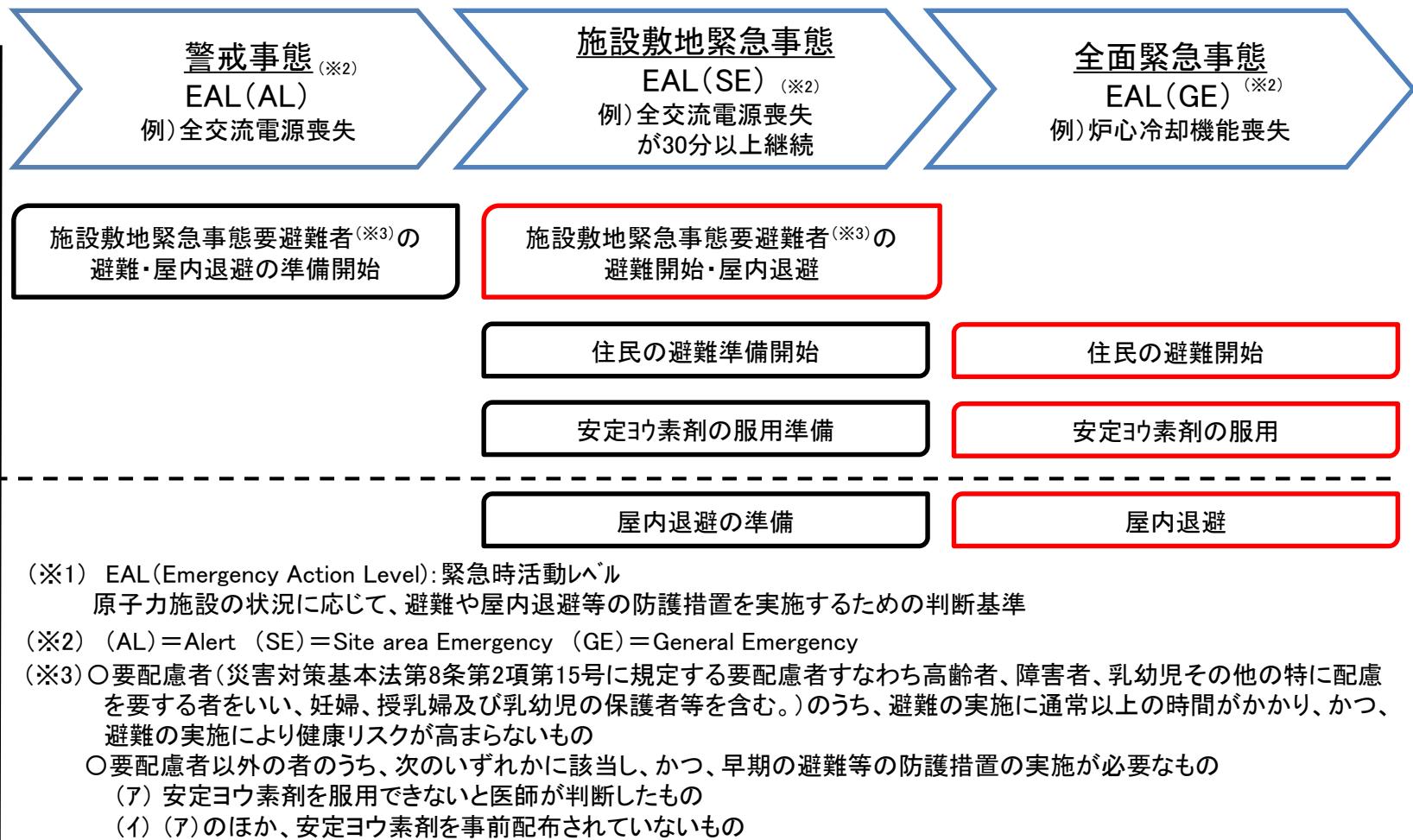
※福井県の聞き取り調査によるもの（令和2年4月1日時点）

※1 美浜町（丹生地区、竹波地区、菅浜地区）における62事業所のうち41事業所が関西電力及びもんじゅ関連企業

※2 敦賀市（白木地区）における17事業所すべてが関西電力及びもんじゅ関連企業

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

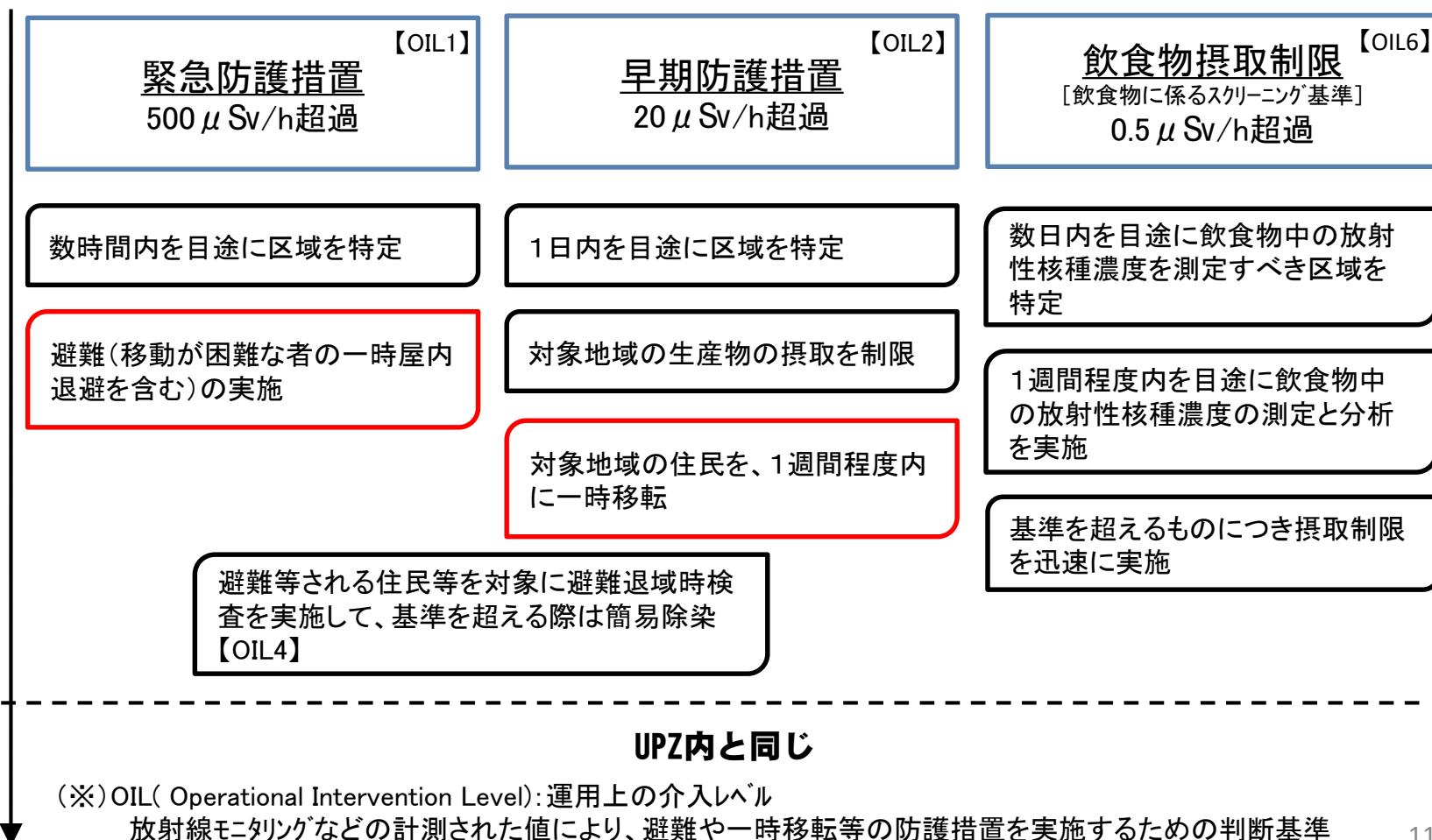
(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
 (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
 (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



福井県及び関係市町の対応体制

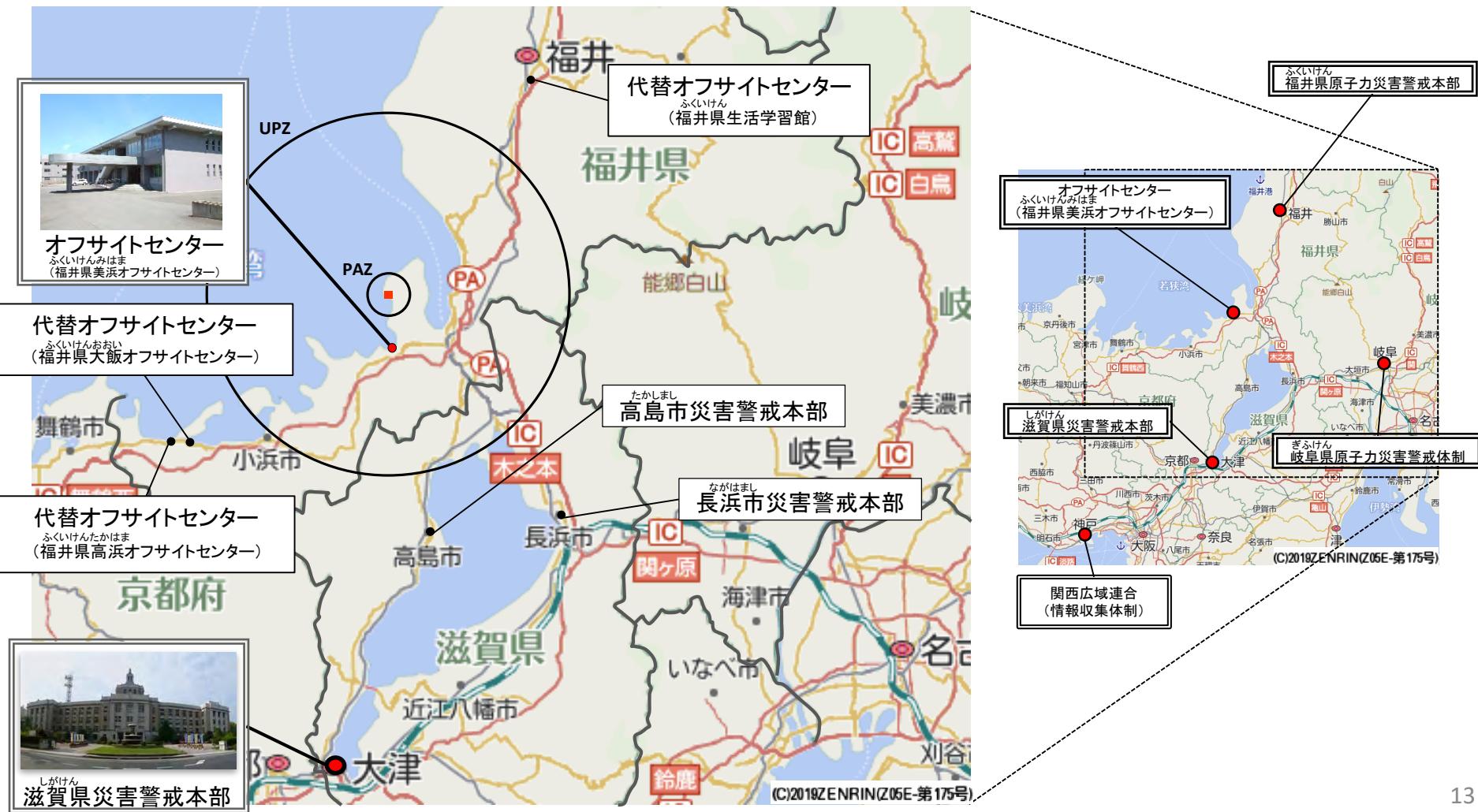
- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員収集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)…県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



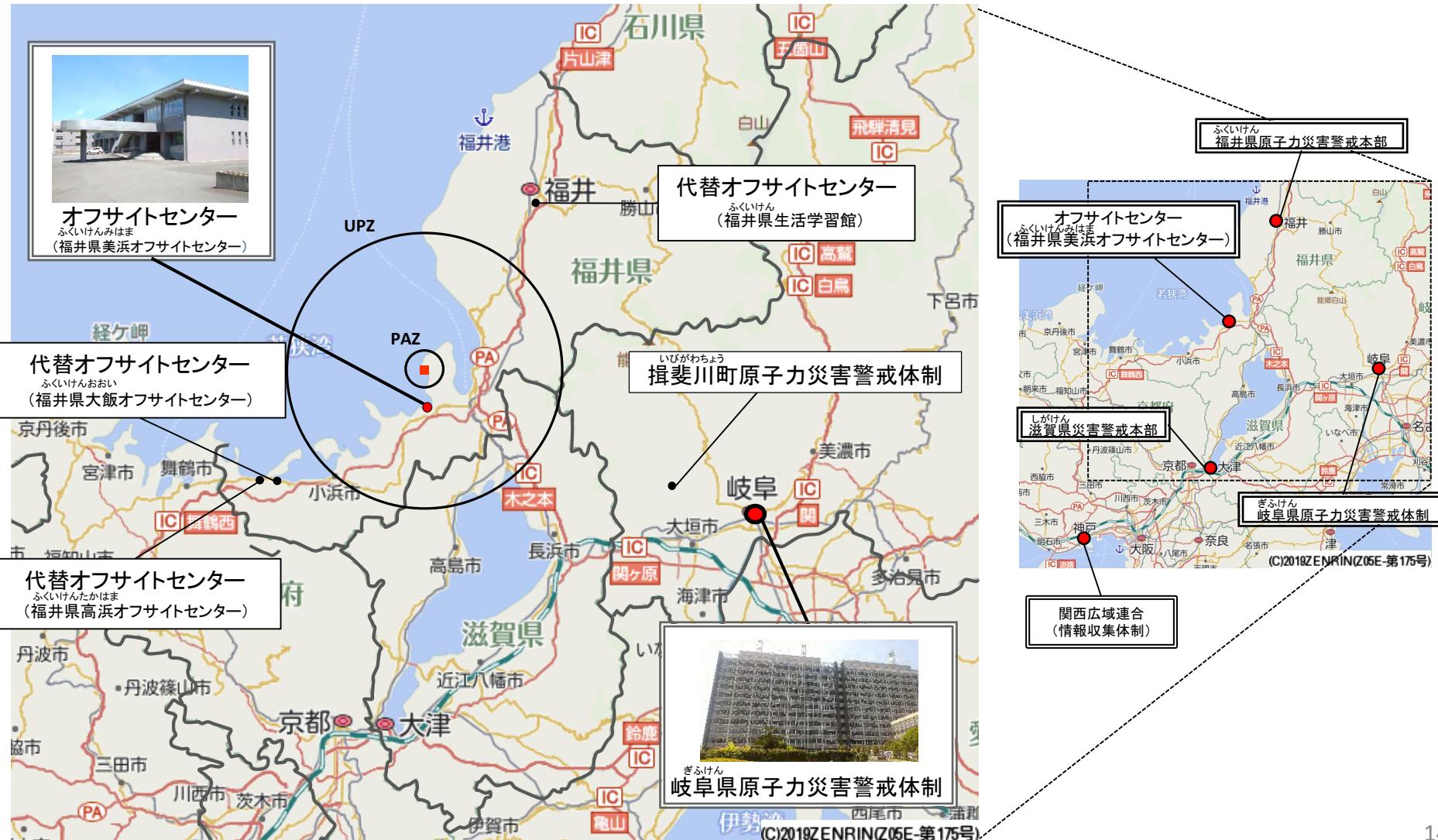
滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制

- 滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
 - 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



岐阜県及び揖斐川町の対応体制

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。



国の対応体制

- ▶ 美浜町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、福井県美浜オフサイトセンター(OFC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- ▶ 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- ▶ 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- ▶ 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

